

令和8年第7回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和8年7月21日(火) 午前9時30分

東浦町役場 南会議室2

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和8年第6回定例会会議録承認

日程第 2 議案第24号 令和9年度使用小中学校教科用図書採択について

【教 育 課】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 教育委員報告 学校訪問（東浦中学校、西部中学校）

日程第 5 報告第25号 令和8年第2回東浦町議会定例会における一般質問
及び回答について

【教 育 課】

日程第 6 各課報告

閉 会

_____ 時 _____ 分

次回

第8回定例会

令和8年8月12日(水) 午前9時30分

場所 東浦町役場 第1会議室

自由討議

議案第 24 号

令和 9 年度使用小中学校教科用図書採択について

令和 9 年度使用小中学校教科用図書採択について、資料 1 のとおり採択するものとする。

令和 8 年 7 月 21 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、提案するものである。

令和 9 年度使用小中学校教科用図書採択

・ 令和 9 年度使用小学校教科用図書採択

種目名	発行者名	教科書番号	種目名	発行者名	教科書番号
国語	光村図書	113	音楽	教育出版	103
書写	教育出版	107	図画工作	日本文教出版	107
社会	日本文教出版	308	家庭	東京書籍	503
地図	帝国書院	304	保健	大日本図書	307
算数	啓林館	120	英語	東京書籍	509
理科	教育出版	310	道徳	教育出版	113
生活	学校図書	121			

※教科書番号は一番下位の学年のものが記入してあります。

・ 令和 9 年度使用中学校教科用図書採択

種目名	発行者名	教科書番号	種目名	発行者名	教科書番号
国語	光村図書	03872	音楽	一般	教育出版 01772
書写	教育出版	01772		器楽	教育出版 01772
社会	地理	日本文教出版 11672	美術	日本文教出版	11672
	歴史	日本文教出版 11672	保健体育	大日本図書	702
	公民	日本文教出版 11692	技術	技術分野	東京書籍 00272
地図	帝国書院	04672	家庭	家庭分野	東京書籍 00272
数学	啓林館	06172	英語	東京書籍	00272
理科	教育出版	01772	道徳	教育出版	01772

※教科書番号は一番下位の学年のものが記入してあります。

令和8年6・7月 教育長報告
(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
6月23日(火)	学校経営会議
6月24日(水)	行政経営会議 校務主任会議
6月25日(木)	議会最終日 北部中校区生徒指導推進連絡協議会
6月26日(金)	学校訪問(東浦中)
6月30日(火)	学校訪問(西部中)
7月1日(水)	豊かな教育を創造する県民会議 東浦町学校保健会 役員会・総会
7月2日(木)	全国町村教育長会常任理事会
7月3日(金)	全国町村教育長会理事会
7月4日(土)	社会を明るくする運動フィルムフォーラム
7月7日(火)	県代表者会懇談会
7月8日(水)	知教協幹事会
7月11日(土)	北部中催事(夢パティオ北中)
7月14日(火)	JICA 表敬訪問 校長会予算要望
7月16日(木)	行政経営会議 5町教育長会
7月17日(金)	教育委員会事務点検・評価意見聴取会 国内研研修会
7月21日(火)	第7回教育委員会定例会

令和 8 年
第 2 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 4） 間瀬 元明 議員

1. いつ起こるかわからない災害への備え！

防災に関する国の動きとして、令和 8 年 11 月に防災庁の発足が予定されており、「防災立国の推進に向けた基本方針」では、内閣直下に防災庁を設置し、総理を長とする体制のもと、各府省庁への勧告権の付与や必要な予算、人員の確保などが示されています。

防災庁は、防災に関する基本政策や国家戦略の立案、事前防災の推進、さらには発災時から復旧・復興までの司令塔としての役割を担うとされており、国レベルでの防災対策のさらなる強化が期待されています。

本町においても、避難所資機材の整備をはじめ、各種防災対策が進められています。

令和 7 年度には、指定福祉避難所に関する協定を締結し、要配慮者が日頃から利用している施設へ、直接避難できる体制が整備されました。

また、全国若手町村長会が主導する災害応援協定への参加やあいちキッチンカー協会との炊き出しに関する協定の締結など、民間や自治体間の連携強化も図られています。併せて、小中学校体育館への空調設備設置など、避難所環境の整備も進められています。

令和 6 年 6 月定例会において、防災対策について質問しましたが、その後、約 2 年が経過し、これまでの進捗状況や現在の検討状況を改めて確認するため、質問いたします。

（2）避難所施設の窓への飛散防止フィルムについて、令和 6 年 6 月定例会で質問した際には、「メディアス体育館ひがしうら、藤江コミュニティセンター及び西部ふれあいセンターのアリーナについては、貼付の確認ができていません。現地等確認の上、貼付が必要なガラスについては計画的に貼付を行っていきます。」との答弁をいただきました。

また、小中学校の窓ガラスへの貼付についても、「その必要性について、専門家の意見もお聞きしながら、順次、計画的に貼付を検討していきたいと考えている。」という趣旨の答弁であったかと思われます。

窓ガラスについては、その構造等を考慮すると、必ずしもすべてのガラスに飛散防止フィルムを貼付する必要があるかと思いますが、必要性の確認や計画的な貼付は必要と考えます。

上記の施設の窓ガラスに対する現状認識及び今後の飛散防止フィルム貼付に対する見解を伺います。

【回答】

次に、(2)の「メディアス体育館ひがしうら、藤江コミュニティセンター、西部ふれあいセンターアリーナ及び小中学校の窓ガラスに対する現状認識及び今後の飛散防止フィルム貼り付けに対する見解」についてです。

これまで体育施設では、施設利用者の快適性の向上と避難所機能の強化を目的として、北部ふれあいセンター及び西部ふれあいセンターの空調設備に係る冷温水発生機工事を優先的に実施してきました。

また、藤江コミュニティセンターにおいても、施設利用者の快適性及び安全性の向上を図るため、空調設備や消防設備の更新を優先的に進めてきたところです。

こうした施設整備に一定の目途が立ったことから、藤江コミュニティセンター及び西部ふれあいセンターアリーナについては、今後順次、飛散防止フィルムの貼付を進めていく予定です。

体育館については、東浦中学校の移転計画を考慮し、飛散防止フィルム貼付の施工を総合的に判断していきます。

次に、小中学校への飛散防止フィルムの貼付状況についてですが、避難経路の安全確保の観点から、普通教室の廊下側を中心に施工を進めている一方で、特別教室については、未施工の学校が多い状況です。

これまで学校施設では、避難所機能の強化として空調設備の整備を優先してきましたが、今年4月から普通教室や特別教室を含め、小中学校施設全体を指定避難所として位置付けました。

そのため今後は、災害時に使用が想定される教室や必要な箇所について、防災の専門家の意見を参考にしながら、順次、飛散防止フィルムの貼付を進めていく予定です。

引き続き、施設利用者の安全確保と避難所としての機能強化の両面から、安全対策及び衛生環境の改善に取り組んでいきます。

質問者（質問順位 8）大川 晃 議員

2. コミュニティセンターの水分補給環境整備を

石浜コミュニティセンターに設置されていた自動販売機が、採算性の問題により撤去されました。現在、緒川・生路のコミュニティセンターには設置されている一方で、石浜コミュニティセンターには飲料を確保できる設備がありません。そのため、最寄りの自動販売機までは 100m 以上の坂道を上る必要があり、高齢者をはじめとする利用者にとって負担となる状況です。近年、熱中症の発症リスクは年々高まる中、コミュニティセンターは地域住民が安心して利用できる拠点であるだけでなく、適切に水分補給ができる「命を守る場」としての役割も求められていると考えます。

そこで、以下について伺います。

（3）特に高齢者や子供が利用する施設においては、熱中症対策の観点から「無料または低負担で水分補給できる環境整備」が必要と考えます。今後、町内のコミュニティ施設や小中学校施設など全体における水分補給環境の在り方について、どのように考えているか伺います。

【回答】

次に、（3）の「コミュニティ施設や小中学校施設など全体における水分補給環境の在り方」について、熱中症対策の観点からお答えします。

本町では、熱中症対策については、暑さを避ける場所の確保、水分補給しやすい環境の整備、日頃からの予防行動の啓発を組み合わせ取り組んでいます。

暑さを避ける場所の確保については、コミュニティセンターや役場庁舎を含む公共施設 24 か所及び民間施設 10 か所をクーリングシェルターとして指定し、危険な暑さから避難できる環境を整えています。

これまで公共施設でのクーリングシェルターに設置されていた自動販売機については、暑さを避けて来館された利用者が気軽に水分補給できる手段の一つとしても寄与してきており、現在自動販売機の再設置に向けて取り組んでいます。また、施設ごとに、既存配管の位置や老朽化状況、利用者数、利用実態、管理体制が異なることから、自動販売機の再設置、ウォータークーラー、ウォーターサーバーの設置も含め、各施設の実情に応じて、水分補給しやすい環境の整備に取り組んでいきます。

次に、小中学校施設についてです。各学校では、教室や体育館へ、空調設備の整備を順次進めているところです。また、児童生徒及び各家庭に対して、十分な飲料の準備を依頼しており、特に夏場においては学校便りなどを通じ

て、水分補給の重要性を伝え、家庭と学校が協力して児童生徒の熱中症予防に努めています。児童生徒が持参した水筒内の飲料が不足した場合には、給水設備の利用や、一部の学校では、ペットボトル飲料を備蓄し、必要時に児童生徒に渡すなど、柔軟に対応しています。

応急対応体制として、町内の公共施設では、熱中症の症状や応急処置を周知するポスターを掲示し、熱中症応急処置マニュアルとともに保冷剤などの熱中症対策物品を備えています。

熱中症予防には、公共施設における環境整備だけでなく、住民の皆さん一人一人が、熱中症警戒アラートや暑さ指数に基づいた行動をするとともに、

無理のない範囲で体を暑さに慣らす、いわゆる「暑熱順化」^{しよねつじゅんか}を意識することも必要です。加えて、屋外活動時や外出時には、飲料、塩分、保冷剤など、熱中症対策に役立つグッズを携帯いただくことも重要です。

このように、熱中症対策については、暑さを避ける場所の確保、水分補給環境の整備などのハード面の取組と、飲料の持参、こまめな水分補給、暑さを避ける行動、応急対応の周知などのソフト面の取組を組み合わせることが重要です。

今後も、特定の設備や手法を前提とするのではなく、施設の利用実態、管理体制、費用対効果、利用者の利便性を踏まえた水分補給環境の確保と、住民の皆さんの自己の健康管理につなげる啓発の両面から、熱中症対策の実効性を高めていきます。

質問者（質問順位 10）久松 純志 議員

3. 民法改正により施行された共同親権制度活用がこどもの利益に

本町では、令和6年度に108件の離婚届の提出がありました。婚姻関係の解消は、夫婦間のみならず、養育する子どもがいる場合、親子間において重大な影響を及ぼすと考えます。従来は父親、母親の一方が親権を行使し、一方は養育費を負担することにより、責任を果たす関係でありました。しかし、養育費の未払いが原因で貧困に陥り、子どもの健全な発達が阻害される状況が見受けられました。父母が離婚後も適切な形で子どもの養育にかかわり、子どもの利益のために養育する親の責務を明文化する、共同親権制度が令和8年4月1日に施行されました。子どもの利益のためにと願い、以下のことを伺います。

（2）民法改正が、小学校や中学校において、父母の離婚後における親権の行使方法にどのような影響を与えるか伺います。

【回答】

次に、（2）の「民法改正が、小学校や中学校において、父母の離婚後における親権の行使方法にどのような影響を与えるか」についてです。

離婚後において、父母双方が親権者である場合、親権の行使については、基本的に父母が共同して行うこととなります。ただし、これは学校における全ての手続について、父母双方の署名や同意を必ず求めることを意味するものではありません。「監護及び教育に関する日常の行為」に係る親権の行使や「子の利益のため急迫の事情があるとき」には、親権を単独で行使することが認められています。

国が示しているQ&A形式の解説資料によれば、「監護及び教育に関する日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものを指すとされています。学校教育に関しては、例えば、就学時の健康診断の受診、学校給食に係る手続、出欠の連絡、学校が行う教育相談への対応などが、これに該当する例として示されています。

一方で、入学、退学、就学校変更の申立て、区域外就学の手続、特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答などは、日常の行為には該当しない例として示されています。

また、入学手続、特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答、出席停止の命令に関する意見聴取などについて、手続の期限が間近に迫り、父母間の協議や家庭裁判所の手続を経ては、適時に親権を行使するこ

とができません。その結果、子の利益を害するおそれがあるような場合には、「子の利益のため急迫の事情がある場合」に該当すると考えられるとされています。なお、具体的な場面において該当するかどうかの判断に当たっては、個別具体的な事情を考慮する必要がある点も明記されています。

学校や教育委員会は、親権や監護権に関する情報を直接知り得る立場にはありません。これまでの実務においては、子と同居する親に親権や監護権があるものと推定したうえで、各種手続を行ってきました。この実務上の慣例に鑑みれば、今後も同様の推定の下で各種手続を進めることは、改正法の趣旨に反するものではないと整理されています。

改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するものです。親権や監護、養育費、親子交流等に関する民法等の規定が見直され、離婚当事者やその子どもといった当事者はもちろん、それらに関わる方々にも影響を与えるものです。

教育委員会としては、国の資料で示された考え方を踏まえ、日常的な学校生活に関する手続と、就学校変更など児童生徒に重大な影響を及ぼし得る手続とを区分して対応します。保護者から親権や監護権に関する事実関係等について申告があった場合には、その内容を確認し、児童生徒の利益を最優先として、各学校と連携して適切に対応していきます。

令和8年度 教育課報告

令和8年7月

児童生徒数(7月1日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	2	34	3	28	1	31	8	37	3	34	2	21	19	185
	女	2	32	0	27	0	25	1	26	1	33	4	35	8	178
	計	4	66	3	55	1	56	9	63	4	67	6	56	27	363
生路小学校	男	1	42	4	31	4	30	0	32	2	28	0	29	11	192
	女	0	29	0	27	0	19	1	26	1	30	1	37	3	168
	計	1	71	4	58	4	49	1	58	3	58	1	66	14	360
片葩小学校	男	2	20	1	29	2	36	1	19	3	27	3	38	12	169
	女	0	27	2	23	2	42	1	27	0	27	0	35	5	181
	計	2	47	3	52	4	78	2	46	3	54	3	73	17	350
石浜西小学校	男	2	19	3	26	3	36	5	29	6	35	4	46	23	191
	女	0	18	0	27	1	26	1	34	2	29	3	36	7	170
	計	2	37	3	53	4	62	6	63	8	64	7	82	30	361
緒川小学校	男	2	29	3	43	1	40	2	55	2	42	4	37	14	246
	女	0	32	2	33	0	33	0	35	1	46	0	51	3	230
	計	2	61	5	76	1	73	2	90	3	88	4	88	17	476
卯ノ里小学校	男	1	25	1	25	6	35	6	30	3	21	1	32	18	168
	女	1	22	0	35	1	25	2	26	2	26	1	15	7	149
	計	2	47	1	60	7	60	8	56	5	47	2	47	25	317
森岡小学校	男	5	57	3	37	2	42	0	29	4	36	0	39	14	240
	女	0	45	0	49	0	43	0	44	1	38	1	48	2	267
	計	5	102	3	86	2	85	0	73	5	74	1	87	16	507
小学校計	男	15	226	18	219	19	250	22	231	23	223	14	242	111	1,391
	女	3	205	4	221	4	213	6	218	8	229	10	257	35	1,343
	計	18	431	22	440	23	463	28	449	31	452	24	499	146	2,734
東浦中学校	男	5	127	6	126	4	120							15	373
	女	4	109	6	128	7	124							17	361
	計	9	236	12	254	11	244							32	734
北部中学校	男	0	58	7	100	3	88							10	246
	女	1	61	2	84	1	72							4	217
	計	1	119	9	184	4	160							14	463
西部中学校	男	3	23	1	24	2	16							6	63
	女	0	28	0	15	0	28							0	71
	計	3	51	1	39	2	44							6	134
中学校計	男	8	208	14	250	9	224							31	682
	女	5	198	8	227	8	224							21	649
	計	13	406	22	477	17	448							52	1,331

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	6 月		5 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	22	0	22
生 路 小 学 校	0	28	0	28
片 葩 小 学 校	0	23	0	23
石 浜 西 小 学 校	1	94	1	94
緒 川 小 学 校	0	22	0	22
卯ノ里小学校	0	19	0	19
森 岡 小 学 校	2	24	2	24
小 学 校 計	3	232	3	232
東 浦 中 学 校	1	77	1	74
北 部 中 学 校	0	31	0	31
西 部 中 学 校	0	17	0	17
中 学 校 計	1	125	1	122
総 計	4	357	4	354

長期欠席者数

(人)

学 校 名	6 月	5 月
藤 江 小 学 校	4	3
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	0	1
石 浜 西 小 学 校	9	9
緒 川 小 学 校	4	3
卯ノ里小学校	5	4
森 岡 小 学 校	0	1
小 学 校 計	22	21
東 浦 中 学 校	20	20
北 部 中 学 校	11	9
西 部 中 学 校	5	4
中 学 校 計	36	33
総 計	58	54

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	6 月	5 月
藤 江 小 学 校	1	1
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	1	0
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	1	0
卯ノ里小学校	3	0
森 岡 小 学 校	1	0
小 学 校 計	7	1
東 浦 中 学 校	2	1
北 部 中 学 校	2	1
西 部 中 学 校	2	3
中 学 校 計	6	5
総 計	13	6

その他

教室用背面ロッカーを購入しました。

小中学校タブレット端末の初期設定及び保守業務委託を契約しました。

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
 - ・新入学学用品費(新小中1年)
 - ・給食費
 - ・林間学校費(小5、中2)
 - ・修学旅行費(小6、中3)
 - ・卒業アルバム代等
- ※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和8年8月)

	曜日	行事名等	備考
1	土		
2	日		
3	月		
4	火		
5	水	子ども科学教室	
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		教育委員会定例会
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		
17	月		
18	火		
19	水	夏休みわくわく算数教室	
20	木	夏休みわくわく算数教室	
21	金	夏休みわくわく算数教室	
22	土		
23	日		
24	月	夏休みわくわく算数教室	東浦町教育委員会主催研修会
25	火	夏休みわくわく算数教室・わくわく数学教室	
26	水	夏休みわくわく算数教室・わくわく数学教室	
27	木	夏休みわくわく算数教室・わくわく数学教室	
28	金	夏休みわくわく算数教室	
29	土		
30	日		
31	月		

令和7年
学校給食9月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

19回		献立名		備考
日	曜			
2	火	麦ご飯 牛乳	ハヤシライス 豆まめサラダ 東浦ぶどう	
3	水	ご飯 牛乳	いわしのしょうが煮 肉じゃが キャベツのゆかりあえ	
4	木	ご飯 牛乳	鶏肉のケチャップソースかけ ポテトサラダ 夏野菜のみそ汁	
5	金	ご飯 牛乳	まぐろとレバーの揚げ煮 海藻サラダ かきたま汁	
8	月	麦ご飯 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) トック入り中華スープ	
9	火	ミルクロールパン 牛乳	鶏肉のハーブ焼き パンプキンサラダ チリコンカン	
10	水	ご飯 牛乳	さばの香味焼き ひじきと大豆の炒め煮 大根と厚揚げのそぼろみそ煮	
11	木	ソフトめん 牛乳	おから入り米粉カレーソース 夏野菜のマリネサラダ 黄桃のシロップ煮	リボーンの日
12	金	ご飯 牛乳	あじフライ ささみと野菜のあえもの 沢煮椀	
16	火	ミルクロールパン 牛乳	オムレツのトマトソースかけ カレービーンズ コールスローサラダ	
17	水	ご飯 牛乳	さばの香味焼き 凍り豆腐の卵とじ煮 キャベツの香の物あえ	
18	木	スライスパン 牛乳	ツナコーンサンドの具 ミネストローネ フルーツのヨーグルトあえ	
19	金	ご飯 牛乳	みそかつ 切り干し大根のごま酢あえ とうがん汁	食育の日
22	月	麦ご飯 牛乳	米粉カレーライス ハンバーグのケチャップソースかけ キャベツサラダ	
24	水	ご飯 牛乳	さわらのしょうゆマヨネーズ焼き 肉じゃが 五目きんぴら	
25	木	ソフトめん 牛乳	和風汁かけ ゴーヤチャンプルー パインアップルのシロップ煮	
26	金	ご飯 牛乳	里芋コロッケ 野菜のおかかあえ 豚汁	
29	月	麦ご飯 牛乳	なす入りマーボー豆腐 チンジャオロースー ひじきと春雨のごま酢あえ	
30	火	ミルクロールパン 牛乳	さけのハーブマヨネーズ焼き パンプキンスープ フルーツポンチ	

たべものカレンダー

とうがん

2026年度 学び支援課生涯学習系の事業報告・事業計画

1. 事業報告【7月】

①文化センター開催事業

- ・ 5日（日）：子ども金管楽器教室 4/11
- ・ 12日（日）：子ども金管楽器教室 5/11
- ・ 19日（日）：子ども金管楽器教室 6/11
- ・ 26日（日）：子ども金管楽器教室 7/11

②地区コミュニティセンター開催事業

- ・ 16日（木）：フラワーインテリア作り 3/3（卯ノ里コミュニティセンター）

③図書館開催事業

- ・ 25日（土）、26日（日）：よむらびカフェ
- ・ 26日（日）：よむらびカフェ（カフェの移動販売）

2. 事業計画【8月】

①文化センター開催事業

- ・ 2日（日）：子ども金管楽器教室 8/11
- ・ 30日（日）：子ども金管楽器教室 9/11

②地区コミュニティセンター開催事業

- ・ 24日（月）：子ども英会話教室 1/3
 - ・ 25日（火）：子ども英会話教室 2/3
 - ・ 26日（水）：子ども英会話教室 3/3
- ※開催会場：藤江コミュニティセンター

③図書館開催事業

- ・ 1日（土）：図書館おたすけ隊
- ・ 2日（日）：図書館おたすけ隊
- ・ 3日（月）：図書館おたすけ隊
- ・ 6日（木）：高校生ボランティア in Library
- ・ 8日（土）：高校生ボランティア in Library・図書館おたすけ隊
- ・ 9日（日）：図書館おたすけ隊
- ・ 10日（月）：図書館おたすけ隊
- ・ 13日（木）：高校生ボランティア in Library
- ・ 15日（土）：図書館おたすけ隊
- ・ 16日（日）：図書館おたすけ隊
- ・ 17日（月）：図書館おたすけ隊
- ・ 20日（木）：高校生ボランティア in Library
- ・ 22日（土）：高校生ボランティア in Library・図書館おたすけ隊

- ・ 23日（日）：図書館おたすけ隊
- ・ 24日（月）：図書館おたすけ隊
- ・ 27日（木）：高校生ボランティア in Library
- ・ 29日（土）：図書館おたすけ隊
- ・ 30日（日）：図書館おたすけ隊

2026年度 学び支援課スポーツ系の事業報告・事業計画

1. 事業報告【7月】

①スポーツ推進委員会事業

- ・ 7日（火）：定例会（はなのき会館）

②第19回愛知県市町村対抗駅伝競走大会 代表選手選考会

- ・ 5日（日）：第1回ランニングスキルアップトライアル
 - ・ 11日（土）：第2回ランニングスキルアップトライアル
- ※会場は、いずれもあいち健康の森公園

③生涯スポーツ事業

- ・ 18日（土）：ランニングイベント（あいち健康の森公園）
※大府市と共催。愛三工業株式会社陸上部による指導
中学生以上が対象

④その他

- ・ 11日（土）：クリケットピッチ寄贈式（西部グラウンド）

2. 事業計画【8月】

①スポーツ推進委員会事業

- ・ 4日（火）：定例会（はなのき会館）
- ・ 8日（土）：知多地区スポーツ推進委員交流会（半田グランドボール）

令和8年度 観光交流課の事業報告・事業計画

7月 事業報告

1 郷土資料館事業

- ・ 2、9、16、23、30 日（木） 陶芸教室・夏「手びねり型打ち・ろくろ」
- ・ 4、11、18 日（土） 古文書教室・夏
- ・ 22 日（水） 古代の塩づくり体験教室
- ・ 4 日（土）から8月30日（日）まで 夏の企画展
「東浦－五か村合併と昭和100年－」

2 観光推進事業

- ・ 4 日（土） 愛知・名古屋観光誘客協議会観光展出展
(イオンモール名古屋茶屋店)
- ・ 18 日（土） 第41回文京朝顔・ほおずき市出展（東京都文京区）

8月 事業計画

1 郷土資料館事業

- ・ 1 日（土） 子ども昔体験教室
- ・ 5 日（水） 古代の塩づくり体験教室
- ・ 7月4日（土）から8月30日（日）まで 夏の企画展
「東浦－五か村合併と昭和100年－」

2 観光推進事業

- ・ 刈谷わんさか祭り2026 出展（刈谷市総合運動公園）